

## 支給対象追加 + 申請期限延長！ 所得の低い世帯の家計を支援する「生活応援給付金」

新型コロナウイルス感染症への経済対策として、所得の低い世帯へ家計の支援を行うため、生活応援給付金事業を実施しています。この度、給付対象者を新たに追加し、対象となる世帯の世帯主あてに申請書類を送付しますので、ご確認ください。

**給付額 1世帯2万円**  
(児童扶養手当対象児童ひとりにつき1万円加算)

**申請期限**  
**9月30日(木)まで**  
(消印有効)

**給付対象者**…基準日(令和3年3月15日)において、住民基本台帳に記録されている世帯主で下記のいずれかに当てはまる方  
▷児童扶養手当全部支給者がいる世帯  
▷令和2年度住民税非課税者のみの世帯

### 追加となる給付対象者

▷令和3年度住民税非課税者のみの世帯  
\*すでに給付済みの世帯は除きます。

**給付方法**…原則として世帯主の方の口座への振り込み

**申請方法**…郵送された申請書に氏名、振込先口座情報を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに返信用封筒で郵送してください。  
\*郵送申請が難しい場合は、給付金窓口での申請も可能です。  
\*申請期限までに申請されなかった場合は、給付されませんのでご注意ください。  
\*申請書が届いていない場合や紛失した場合は、ご連絡ください。  
**問い合わせ・申請先**…生活応援給付金窓口 内線2079 (土・日・祝日を除く) 9:00~17:00

## 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない方へ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、すでに総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯等へ、就職活動等を行うことなどを条件に自立支援金を最大3カ月間支給します。

### 支給対象者

▷総合支援資金の再貸付を借り終わった方/8月までに借り終わる方  
▷総合支援資金の再貸付が不承認となった方  
▷総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みにならなかった方  
\*上記に該当した上で、収入・資産・求職等の要件があります。

### 申請期限

…8月31日(火)まで  
\*支給要件などの詳細は、市ホームページ(右QRコード)をご確認いただくか、お問い合わせください。



### 問い合わせ先

▷自立支援金相談コールセンター TEL0120-46-8030  
▷自立相談支援窓口(福祉政策課内) TEL35-2166  
\*受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ 一人で悩まずに無料個別相談会をご利用ください

# B型肝炎 給付金について

**8/26(木) 弘前市民文化交流館** ヒロロスクエア 多世代交流室D  
**8/27(金) 五所川原市民学習情報センター** 第1教室  
**9/4(土) 青森市文化観光交流施設** ねぶたの家 ワ・ラッセ多目的室(1)

**無料個別相談会** を行います。

**対象者**  
昭和16年7月2日~  
昭和63年1月27日生まれ  
\*ご遺族の方も給付金請求できます

**給付金** ※病態に応じて給付金等の内容が異なります  
**50万円~3,600万円**

**弁護士費用**  
着手金・相談料 無料  
**成功報酬制**  
※訴訟実費別途

**完全予約制**  
☎0120-013-621  
(ご予約受付時間)  
平日 9:00~18:00  
個別面談なので、他の方と顔を合わせることはありません。

**無料電話相談**  
も同時受付中!  
お気軽にお電話ください

弁護士法人 弁護士 櫻庭亨「あいばこういち」東京弁護士会所属 登録番号35029 東京都新宿区四谷4-3 福屋ビル6-A  
**プレシヤス総合法律会計事務所** 【営業時間】平日 9:00~18:00  
TEL 03-5363-6333 E-mail: info@precious-law.jp  
FAX 03-5363-6334 https://precious-law.jp/